

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第4部門第1区分  
【発行日】令和1年8月29日(2019.8.29)

【公開番号】特開2019-116828(P2019-116828A)  
【公開日】令和1年7月18日(2019.7.18)  
【年通号数】公開・登録公報2019-028  
【出願番号】特願2019-52705(P2019-52705)  
【国際特許分類】

E 0 6 B 7/23 (2006.01)

E 0 6 B 1/04 (2006.01)

【F I】

E 0 6 B 7/23 Z

E 0 6 B 1/04 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月19日(2019.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

建物開口部に固定される枠体と、枠体に支持される障子とを備え、  
枠体の少なくとも一辺の枠は、金属部材と樹脂部材とからなり、  
枠体の少なくとも一辺の枠の樹脂部材に框体の室内側面に向かって突出する中空状の突出部が設けられ、突出部は框体の室内側面に対して非接触状態で近接していることを特徴とする断熱サッシ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、建物開口部に固定される枠体と、枠体に支持される障子とを備え、枠体の少なくとも一辺の枠は、金属部材と樹脂部材とからなり、枠体の少なくとも一辺の枠の樹脂部材に框体の室内側面に向かって突出する中空状の突出部が設けられ、突出部は框体の室内側面に対して非接触状態で近接していることを特徴とすることを特徴とする。